

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

1 改正の趣旨

機構の令和元年度の給与改定等を踏まえ、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、常勤の役員の給料及び期末手当を減額する。

2 改正の内容

(1) 理事長の給料月額

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における理事長の給料の月額について、100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

(2) 副理事長の給料月額

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における副理事長の給料の月額について、100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

3 施行期日

令和2年4月1日

新旧対照表

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程

新	旧
<p>附 則 1～11 (略) <u>(報酬の特例)</u></p> <p>12 <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における理事長の給料の月額</u>は、第4条第1号の規定にかかわらず、この規定により定められる額からその100分の20に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料の月額は、この規定に定められる額とする。</p> <p><u>(1) 地域手当及び期末手当</u> <u>(2) 退職手当</u></p> <p>13 <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における副理事長の給料の月額</u>は、第4条第2号の規定にかかわらず、この規定により定められる額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料の月額は、この規定に定められる額とする。</p> <p><u>(1) 地域手当及び期末手当</u> <u>(2) 退職手当</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 1～11 (略) <新設></p>